

京都市上下水道局告示第30号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年8月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 指定下水道工事業者

(1) 京都市山科区東野南井ノ上町12-58 メゾンソレイユ101号

日笠設備工業株式会社

代表取締役 日笠 廷志

(2) 京都府宇治市炭山久田103-7

井上洗浄有限会社

取締役 井上 もゆる

(3) 京都市伏見区竹田泓ノ川町41-1

株式会社藤野設備工業

代表取締役 藤野 貴行

2 指定期間

平成29年8月29日から平成34年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)